DICグループ従業員の皆さま

住宅ローンを返済中の皆さまへのご案内

住宅ローン返済中の方必見！！

三井住友海上あいおい生命
MS&AD INSURANCE GROUP

◆団体信用生命保険制度とは・・・

○団体信用生命保険（通称「団信」と言われています）は、住宅ローンの返済途中で死亡・高度障害状態になった場合に、本人に代わって生命保険会社が住宅ローン残債を清算する制度です。そのため、以後の住宅ローン返済は不要になります。
○マイホーム購入者には、万一のとき、残された家族が安心してマイホームに住み続けることができ、家族の生活を守るために不可欠な制度です。

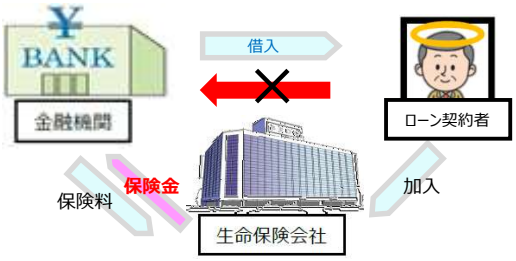

Q：住宅ローン返済中に、就労不能や障害・介護状態になったら？

世帯主に万一のことがあっても、団体信用生命保険に入っているから住宅ローンの返済は大丈夫。
でも、**就労不能や障害・介護状態となったとき、住宅ローンの返済や生活費を確保する準備**はどうしたらいいの？

A：**万一のとき**には団体信用生命保険によって以後の**住宅ローン返済が不要**になります。
一方、団体信用生命保険の保障内容によっては、就労不能や障害・介護状態等の場合には保険金が支払われず、住宅ローンの返済が続く場合があり、**収入が減少してしまう上、支出が増えてしまうリスク**についても考えておく必要があります。

就労不能や障害・介護状態になられた場合のリスクに対応できる保障についても、考えておくことをお勧めします。

死亡時と働けなくなった時の経済的負担の差

病気やケガで働けなくなったとき、死亡の場合以上に経済的負担が大きくなることがあります。

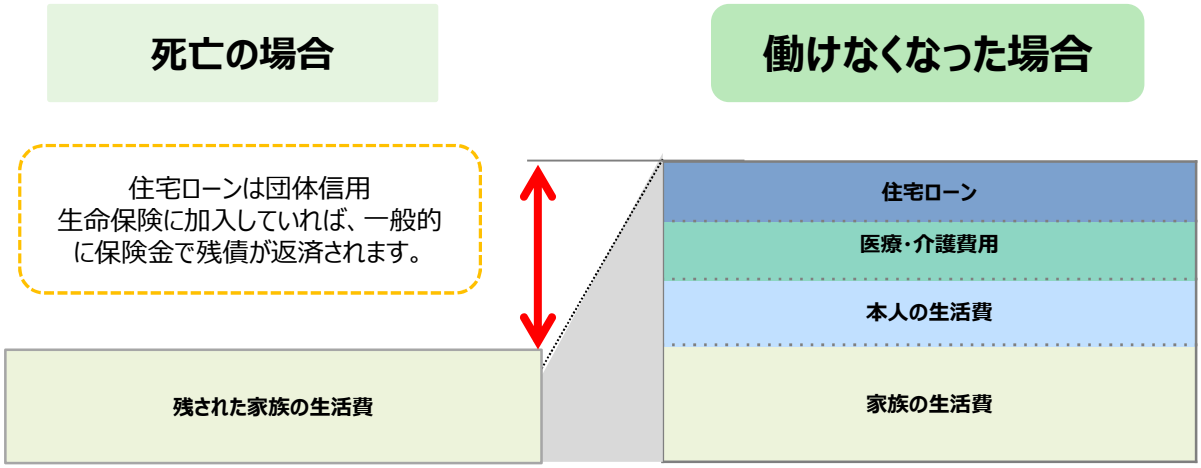

※団体信用生命保険の保障内容によっては、就労不能や障害・要介護状態等の場合にも保険金が支払われる場合がありますので、ご加入の保障内容をご確認ください。

&LIFE くらしの応援ほけん

特徴１　働けなくなったとき、毎月一定の生活費(年金)を確保できます

●公的制度連動
●三井住友海上あいおい生命基準

障害	高度障害年金	●約款所定の高度障害状態になられたとき
	生活障害年金	●国民年金法にもとづき、障害等級１級に認定されたとき ●約款所定の特定障害状態になられたとき
介護	日常生活介護年金	●公的介護保険制度に定める要介護１以上の状態と認定されたとき ●満６５歳未満の被保険者について約款所定の日常生活介護状態が１８０日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
就労不能	就労不能障害年金	●国民年金法にもとづき、障害等級２級に認定されたとき（精神障害等を除く） ●約款所定の就労不能障害状態になられたとき

特徴２　精神障害による就労不能に備えることができます　メンタル就労不能障害保障特則

精神障害による就労不能	メンタル就労不能障害一時金	●国民年金法にもとづき、障害等級１級の第10号の状態 または障害等級２級の第16号の状態に認定されたとき ●約款所定のメンタル就労不能障害状態になられたとき

※メンタル就労不能障害一時金は保険期間を通じて１回のお支払いを限度とします。
※次のいずれかに該当した場合、メンタル就労不能障害保障特則は消滅します。
◆メンタル就労不能障害一時金が支払われたとき。ただし保険契約は存続します。
◆高度障害年金・生活障害年金・日常生活介護年金・就労不能障害年金のいずれかが支払われたとき（死亡された場合を含みます）。

特徴３　もしものときに保険料のお払込みは不要になります　新保険料払込免除特約

新保険料払込免除特約を付加した場合、悪性新生物（ガン）注1と診断確定されたとき、心疾患注2・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのままで**以後の保険料のお払込みは不要**になります。

注1　責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）にかかったと医師によって診断確定されたとき。
　　上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて９０日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
注2　心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

保険料表

ご契約例
■月払・口座振替扱　■保険契約の型：Ⅷ型
■保険期間・保険料払込期間：６５歳満了　■基本年金月額：10万円　■最低支払保証期間：2年
■新保険料払込免除特約付　■メンタル就労不能障害保障特則付：メンタル就労不能障害一時金額100万円

（単位：円）

ご契約年齢	男性	女性		男性	女性
３０歳	4,341	3,034	３８歳	4,573	3,078
３１歳	4,355	3,038	３９歳	4,640	3,086
３２歳	4,360	3,044	４０歳	4,718	3,114
３３歳	4,375	3,039	４１歳	4,797	3,133
３４歳	4,389	3,044	４２歳	4,897	3,163
３５歳	4,415	3,050	４３歳	5,008	3,193
３６歳	4,460	3,054	４４歳	5,109	3,224
３７歳	4,505	3,062	４５歳	5,222	3,257

◆年金等のお支払い等に関しては、三井住友海上あいおい生命所定の条件があります。
　詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
◆国民年金法・介護保険法等の改正があった場合、年金等のお支払事由を変更することがあります。
◆保険期間を通じて解約返戻金はありません。
◆高度障害年金・生活障害年金・日常生活介護年金・就労不能障害年金は重複してお支払いできません。
◆「&LIFE くらしの応援ほけん」は、「新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型） 無配当　Ⅷ型」の販売名称です。
◆生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<引受保険会社>三井住友海上あいおい生命保険株式会社

<事務委託会社>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第一部営業第一課　東京都中央区日本橋3-5-19
TEL：050-3461-1051　FAX：03-6748-7835

●ご相談・お申し込み先

ＤＩＣエステート株式会社
〒103-8233 東京都中央区日本橋３－７－20
ディーアイシービル
Tel: 03-6733-5528 Fax: 03-6733-5529

2023 - C - 0919（2023/11/27 - 2025/11/30 ）